## 広島県告示第九百二号

って、事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下 「法」という。 第二十条の規定に

平成十九年九月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一起業者の名称

呉 市

一事業の種類

郷原地区墓地造成事業

三 起業地(起業地及び収用する物件)

収用の部分

広島県呉市郷原町字岩山附及び字門之平地内

2 使用の部分

J

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

る。 するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断され 郷原地区墓地造成事業 以下 「本件事業」という。) は、 法第三条第三十二号に該当

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断され 第四十八号)第十条第 じている。また、 本件事業の起業者である呉市は、呉市土地開発基金及び一般財源により財源措置を講 墓地の経営について、墓地、埋葬等に関する法律 項の規定により、 広島県知事の許可を得ており、 (昭和二十三年法律 規則により施

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

呉市域内となる 島・呉自動車道は、国土交通省起業により一般国道三七五号のバイパスとして広島県 島県呉市郷原町字ワラヒノ山から同市郷原町字惣上までに至る延長三・一キロメート においては、 東広島市高屋町大字溝口から同県呉市阿賀中央五丁目に至る延長三二・八キロメート る事業である。 (郷原工区) の高規格幹線道路であり、 本件事業は、 ンターチェンジは呉市郷原町に設置される。 の道路改良事業 暫定二車線で平成二十年代前半の供用を目標に整備されている。 呉市が同市郷原町字岩山附及び字門之平地内に、呉市有墓地を整備す 呉市郷原町においては、東広島・呉自動車道の建設及び県道呉環状線 (仮称) 郷原インターチェンジから 平成二十年代半ば供用を目標に整備が進められている。 (以下「県道事業」という。) 県道事業は広島県起業により、広 (仮称) 阿賀インターチェンジ間 が進められている。 なお、

業の推進が行われることから、住民の安全性や利便性の向上につながり、 供用開始に併せ整備を行っている。 在地との近接性及び墓参を行う住民の利便性を損なうことはなく、県道事業起業地内 にある墓地の速やかな移転が可能となり、 人墓地が点在しており、県道事業により数多くの個人墓地の移転が必要となる。 期待される。 一人墓地が乱立する事態を招いてしまう。 を改良する事業であり、 呉市郷原町には公営墓地及び民営墓地は整備されておらず、 (仮称)阿賀インターチェンジから(仮称)郷原インターチェンジ間 よって、得られる利益は大きいものと考えられる。 東広島・呉自動車道のアクセス道を兼ね、 呉市郷原町では、住居に近い山際斜面に多数の個 また、 本件事業の施行により、 東広島・呉自動車道整備及び県道事 移転により無秩序に 従来あった墓地所 交通量が増加 地域の発展

の絶滅のおそれのある野生生物」(平成十六年三月広島県発行)を基に検討を行った ない旨の (平成四年法律第七十五号) に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県 得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。 他方、 以上から、 起業地内に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。 本件事業は、 回答を得ており、 得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行によ 呉市教育委員会より、文化財保護に際し工事着手して差し支え 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- また、呉市は同市郷原町地内において、地勢、 比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。 利便性及び経済性等の諸条件を考慮
- 以上から、 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- \* 法第二十条第四号の要件への適合性について
- $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。 治連合会からも本件事業の早期整備に関する強い要望がある。 3で述べたように、 郷原町における墓地整備は遅れており、 また、呉市郷原地区自 以上のことから、
- 起業地は、 本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- じまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じる ことが合理的と考えられる。 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、 使用の手段にはな
- 第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。 以上から、 本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認めら
- 5 結論

以上のとおり、 本件事業は、 法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県呉市役所